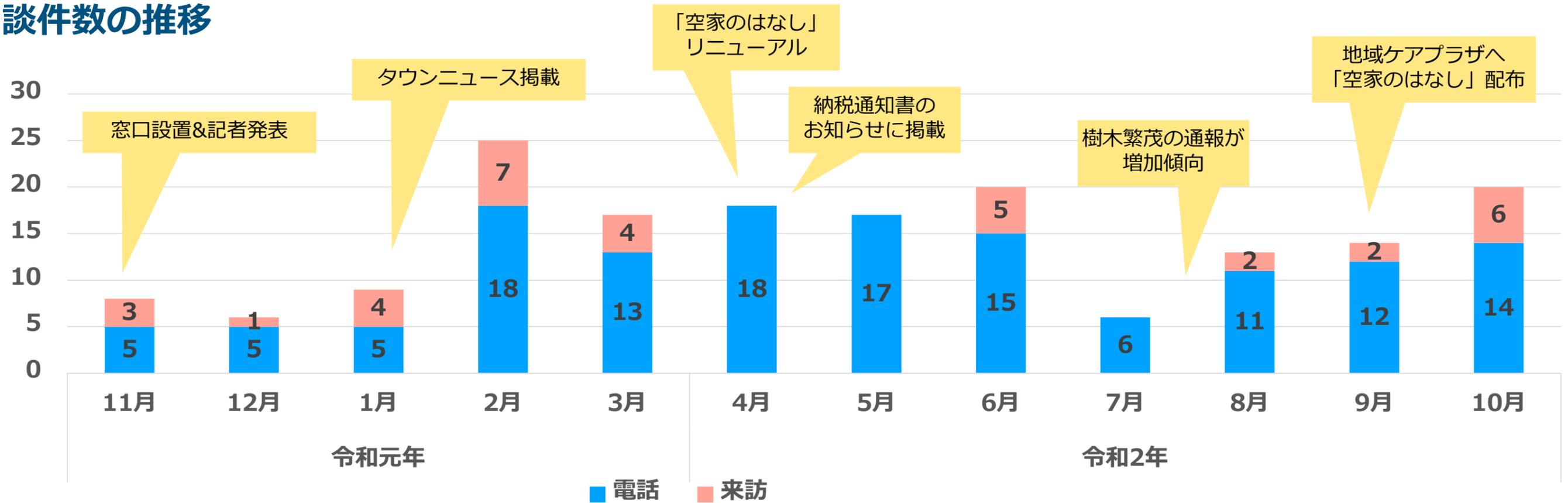
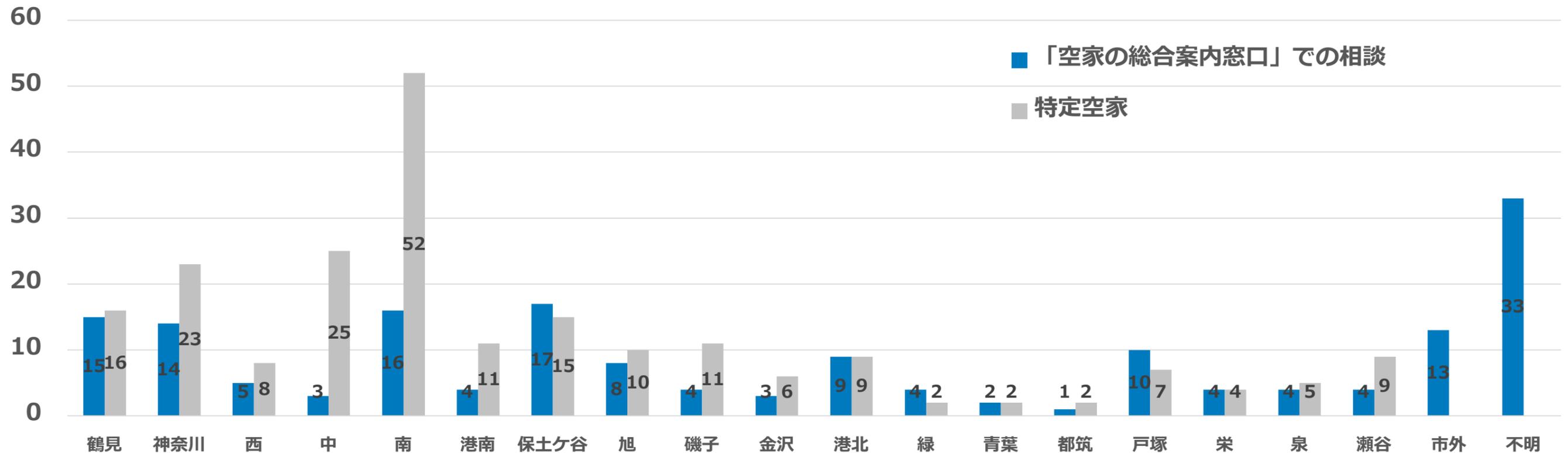


# 「空家の総合案内窓口」の相談状況について

## 相談件数の推移



## 相談者が所有する空家の住所（区別）



# 「空家の総合案内窓口」の相談状況について

## 主な相談事例と回答内容

空家の状況	相談内容	回答
磯子区 築50年以上 2階建木造	5年前に叔母がなくなり空き家になっている。 叔母は独り身だったため、 <b>叔母名義の家は兄弟姉妹が相続することになっていたが相続登記をしていなかった</b> 。今ではその兄弟姉妹も亡くなっている。（相談者はその兄弟姉妹の子のひとり） 先日、磯子区役所より「 <b>空家等の適切な維持管理について</b> 」の通知が届いた。相続人がおそらく10名弱いるのではないかと思うが、はっきりとわからない。 <b>どうすればよいですか。</b>	空家を解体、売却する場合は、 <b>相続人全員の同意が必要</b> となることを伝え、まずは相続人調査から始めることを勧め、 <b>神奈川県司法書士会、神奈川県弁護士会</b> を紹介した。
神奈川区 築50年 2階建木造	<b>同じ敷地に母名義の家と相談者名義の家がある。</b> <b>去年母が亡くなり、遺産分割協議で空き家を相続することになったが、相続登記を行っていない。</b> 母名義の家の1階で事業を行っていたが、新型コロナの影響により廃業したため、現在空き家になっている。 <b>リフォームも考えたが、老朽化が酷く、シロアリ駆除なども必要になり費用は1,500万円以上かかるため断念。空き家を解体後更地にして、借地として貸し出すことを考えているが、固定資産税がどのくらい高くなるのかが心配。</b>	①借地として貸し出す場合、メリット、デメリットがあるので、専門家に相談されることをすすめ、 <b>神奈川県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会</b> を案内した。 ②税制については、 <b>東京地方税理士会</b> を案内した。
鶴見区 築47年 2階建木造	<b>住宅改修をして、空家を地域活動の場として設けたい。</b>	①地域活動を目的とした空家活用に関する相談窓口として、 <b>横浜プランナーズネットワーク</b> を紹介した。 ②福祉的な地域住民の交流の場、地域活動を展開していく拠点としての空家活用の相談窓口として、 <b>横浜市社会福祉協議会</b> を紹介した。 ③鶴見区で求められている地域活動などの情報提供、地域の課題解決のために活動している地域団体、NPO、企業、大学などとのマッチング、提案などについての相談窓口として、 <b>横浜市市民協働推進センター</b> を紹介した。